



宮 崎 県 公 報

令和3年2月5日（金曜日）号外 第9号の3

発行・印刷 **宮 崎 県**
宮崎市橋通東 2丁目10番 1号

発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料（送料共） 1年 44,400円

目 次

頁

告 示

○家畜伝染病予防法に基づく家畜伝染病まん延防止のためのねずみ、昆虫等の駆除方法の実施…（家畜防疫対策課） 1

告 示

宮崎県告示第99号の2

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第 166号）第30条の規定により、鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥及びだちょうを飼養する県内家畜飼養農家に対し、次のとおりねずみ、昆虫等の駆除方法を実施することを命ずる。

令和3年2月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 実施の目的
県内における高病原性鳥インフルエンザのまん延を緊急的に防止するため
- 2 実施する区域
県下全域
- 3 実施の期日
令和3年2月6日から令和3年3月31日までの間
- 4 ねずみ、昆虫等の駆除方法
農場内での殺そ剤及び殺虫剤の散布又はそれと同等の効果が認められる方法